

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年3月18日
【発行者の名称】	株式会社 manaby (manaby Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡崎 衛
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号 ディーグランツ仙台ビル5階
【電話番号】	(022)355-6626 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 河治 惇一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号 トラッドビル5階
【電話番号】	(03)6262-7988 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 河治 惇一
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2022年4月21日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 manaby https://manaby.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表

すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期(中間)
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2021年9月
売上高 (千円)	206,322	286,458	529,524	284,157
経常利益又は経常損失(△) (千円)	11,665	△59,961	71,284	29,145
当期(中間)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	7,285	△39,957	49,541	18,314
純資産額 (千円)	57,334	78,376	127,918	146,232
総資産額 (千円)	111,373	198,683	304,778	461,832
1株当たり純資産額 (円)	11.64	24.58	81.42	93.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当(円) 額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利 益又は1株当たり当期純損 失(△) (円)	5.07	△25.93	31.53	11.65
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.4	39.4	41.9	31.6
自己資本利益率 (%)	21.5	△58.8	48.0	13.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	4,555	△76,146	84,162	15,210
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△27,534	△10,117	△741	830
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	36,807	110,129	4,060	144,268
現金及び現金同等物の期末 (中間期末)残高 (千円)	36,832	60,698	148,179	308,488
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	20 (—)	68 (—)	70 (—)	71 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第3期は潜在株式が存在しないため、第4期は潜在株式が存在せず、また当期純損失を計上しているため、第5期及び第6期(中間)は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び第6期（中間）（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第5期事業年度の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
2016年6月	就労移行支援事業所の運営を目的として株式会社manabiを宮城県仙台市若林区にて設立 宮城県仙台市にて直営の就労移行支援事業所第1号店である仙台駅前事業所を開所
2017年3月	株式会社manabyに商号変更
2017年4月	宮城県石巻市にてCSP（フランチャイズ）（注）就労移行支援事業所である石巻事業所を開所
2017年4月	神奈川県川崎市中原区にて直営の就労移行支援事業所である武蔵小杉駅前事業所（現・川崎事業所）を開所。関東に進出
2018年6月	宮城県仙台市宮城野区にて一般向けeラーニングシステム提供＋カウンセリング事業 「manaby WORKS」を開始
2018年8月	宮城県仙台市青葉区にて直営の就労継続支援B型事業所第1号店であるCREATORS仙台を開所し、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」を開始
2019年7月	東京都中央区に東京支社を開設
2020年6月	兵庫県神戸市中央区にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である三宮事業所を開所。関西に進出

（注）CSPとは、Change Social Partnersの略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

3 【事業の内容】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「一人ひとりが自分らしく働ける社会をつくる」をコーポレートミッションに掲げ、働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する支援サービス等の提供を通じて、「うまく生きるのではなく、らしく生きるための学び」を実現していくことを、会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援 B 型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」で構成される「就労支援事業」を主力事業と位置づけております。また、事業ドメインを「働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する多様な就労スタイル等の提供」と定義し、同ドメインにおける新規サービスの創出を通じて人々の生活の質の向上に貢献することで、持続的な企業成長を実現してまいります。

加えて当社は、福祉分野におけるソーシャル・テック・カンパニーを目指し、ICT 機器の積極的な活用や、e ラーニングシステム等から収集したビッグデータを活用し、支援サービスの品質向上に貢献してまいります。

(3) 事業の内容

当社は、宮城県、神奈川県、東京都において、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所および就労継続支援 B 型事業所の運営を主軸とした就労支援事業を行っています。障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いから、独自開発の e ラーニングシステムで学ぶ仕組みを開発し、それによって外出困難な方も在宅訓練にて IT スキルを学び、在宅就労を目指すことができるのが特長です。

当社の e ラーニングシステムでは、一般的な事務系ソフトだけでなく、Web 制作やプログラミング、デザイン、CAD 等の多様なスキルを学べるほか、専門家監修のセルフケア等の就労支援ならではのコンテンツを提供しています。動画を視聴しながら操作を行う形式で、利用者の集中力を維持しやすいチャプター構成、聞きやすいナレーション速度、選択式の字幕表示等、就労支援事業の現場での利用者の声を反映しながら日々改良を重ねてきました。それにより、数あるオンライン学習サービスとの差別化を図っております。

当社の e ラーニングシステムを用いて、利用者が個別にスキル学習を進めることができるため、支援スタッフが利用者と同じく時間を確保しやすいことも当社の支援サービスの強みです。全社的にダイアログ（対話）に基づく支援サービスを重視しており、社内で定期的に専門家による支援スタッフ向けのダイアログ研修を実施しています。実際の支援の場面において、ダイアログを通して「自分らしさとは何か」を利用者と支援スタッフが一緒に考えて整理することで、就職後のミスマッチを防ぎ、利用者が長く働き続けられることを目指しております。

また、当社は独自のパートナーシップ制度「Change Social Partner (CSP) 制度」を設け、当社のコーポレートミッションに共感する企業と連携して、就労移行支援事業「manaby」と就労継続支援 B 型事業「manaby CREATORS」にかかるフランチャイズ事業を展開しております。CSP では、直営の宮城県、神奈川県、東京都に加え、福島県、千葉県、大阪府、兵庫県においても事業所展開を行っております。

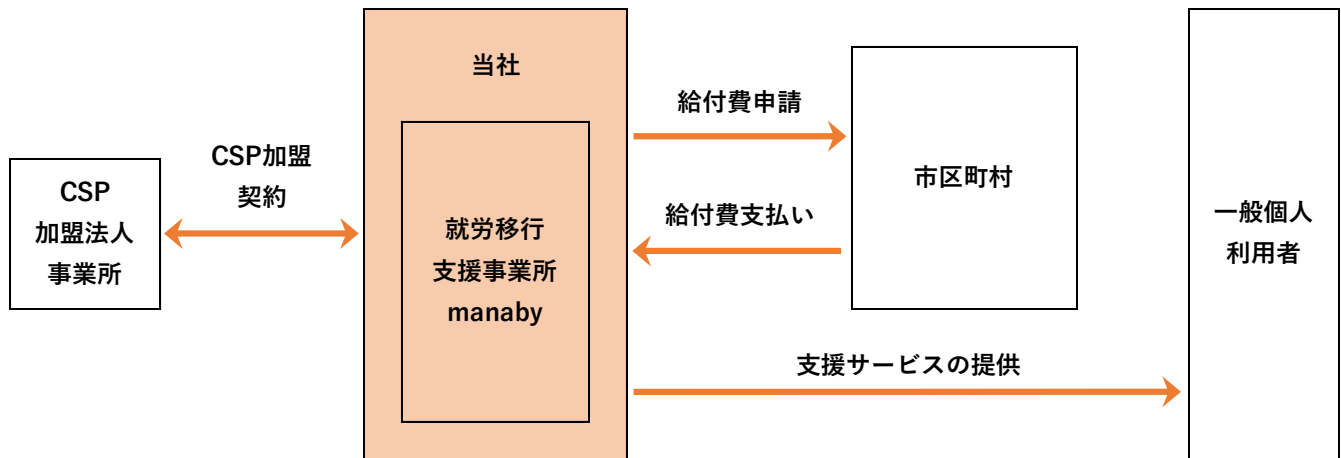
なお、当社は、「就労支援事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しておりますが、主要な業務として就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援 B 型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」に区分してその内容を記載します。

① 就労移行支援事業「manaby」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つです。一般就労を希望する原則 18 歳以上 65 歳未満で地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労移行支援事業所において、コミュニケーションスキルや IT スキル、セルフケア等に関する訓練や求職活動に関する支援を行うなど、障害のある方が一般企業で働くまでの道のりを包括的にサポートするための支援サービスを提供しております。

当社は、障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いで在宅就労に向けた在宅訓練の仕組みを構築しました。

(就労移行支援事業「manaby」の事業系統図)

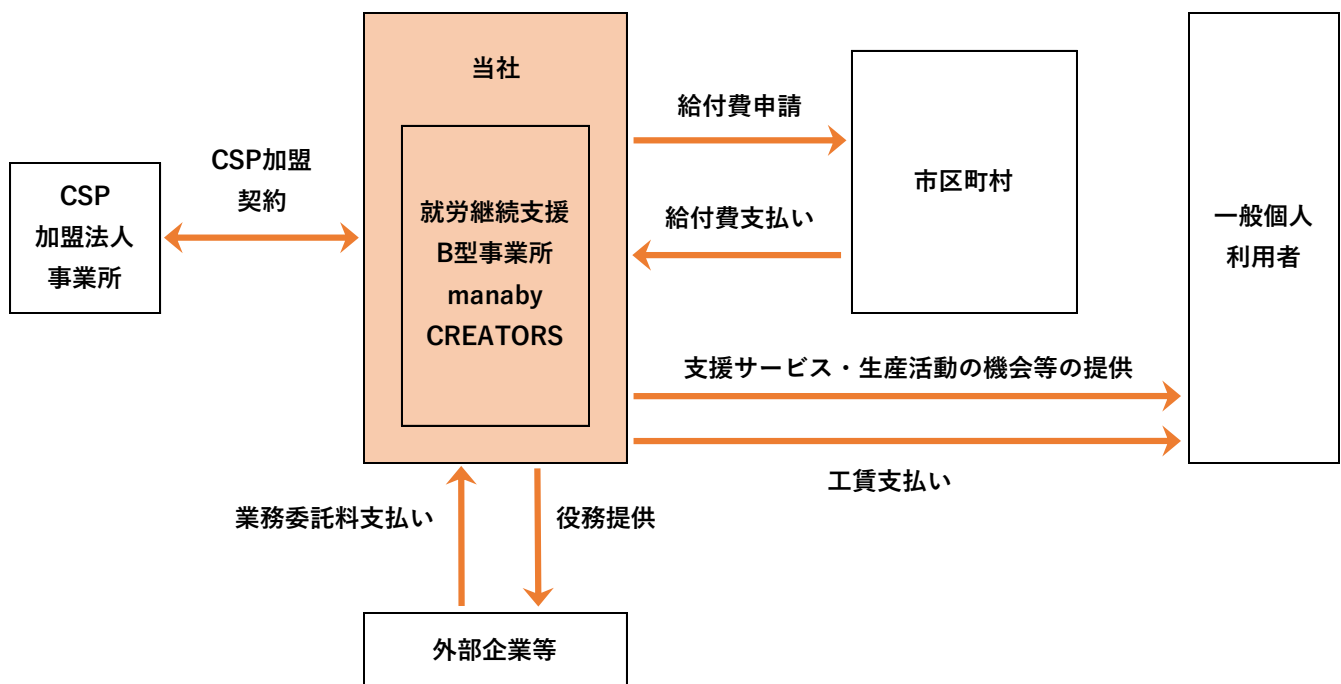


② 就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つです。就労を希望するも障害や病状により一般企業での就労が困難な方で地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労継続支援B型事業所において、生産活動の機会や就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を提供しております。生産活動の機会は、就労継続支援B型事業所が外部企業等から業務を受託することで確保されます。

当社は、就労移行支援事業を行う中で出会った「障害や病状により一般企業での就労が困難な方」の受け皿として、WEBメディアの運営や表現活動などを通じて自分らしく働ける場所を提供したいとの思いから、当事業をスタートしました。

(就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」の事業系統図)



③ オンライン就労支援事業「manaby WORKS」

当事業は、キャリアカウンセリング付の定額制eラーニングサービスです。就労移行支援事業を行う中で、すでに就労中であるなどの理由から「障害福祉サービスを利用できない人がある」という現実直面

し、誰でも利用できる定額制のサービスをスタートしました。

(就労移行支援事業所および就労継続支援 B 型事業所の一覧)

地域	事業所数	直営・CSP	サービス	事業所名	都道府県	開所年月
東北地区	9 事業所	直営	就労移行支援	仙台駅前事業所	宮城県	2016 年 6 月
		直営(注) 1	就労移行支援	石巻駅前事業所	宮城県	2017 年 4 月
		直営(注) 1	就労移行支援	長町駅前事業所	宮城県	2017 年 9 月
		CSP	就労移行支援	郡山駅前事業所	福島県	2018 年 1 月
		CSP	就労移行支援	福島事業所	福島県	2018 年 4 月
		CSP	就労移行支援	泉中央事業所	宮城県	2018 年 7 月
		直営	就労継続支援 B 型	CREATORS 仙台	宮城県	2018 年 8 月
		直営	就労移行支援	古川事業所	宮城県	2019 年 12 月
		CSP	就労継続支援 B 型	CREATORS 名取駅前	宮城県	2021 年 6 月
関東地区	15 事業所	直営	就労移行支援	横浜関内駅前事業所	神奈川県	2017 年 10 月
		CSP	就労移行支援	相模原駅前事業所	神奈川県	2018 年 3 月
		CSP	就労移行支援	鶴見駅前事業所	神奈川県	2018 年 6 月
		CSP	就労移行支援	千葉中央事業所	千葉県	2018 年 9 月
		直営(注) 2	就労移行支援	川崎事業所	神奈川県	2017 年 4 月
		直営	就労移行支援	府中駅前事業所	東京都	2019 年 2 月
		CSP	就労移行支援	駒込駅前事業所	東京都	2019 年 4 月
		CSP	就労移行支援	本厚木駅前事業所	神奈川県	2019 年 6 月
		直営	就労移行支援	横浜長者町事業所	神奈川県	2019 年 11 月
		直営	就労移行支援	八王子駅前事業所	東京都	2020 年 1 月
		CSP	就労移行支援	行徳駅前事業所	千葉県	2020 年 1 月
		CSP	就労移行支援	船橋駅前事業所	千葉県	2021 年 4 月
		CSP	就労移行支援	秋葉原事業所	東京都	2021 年 9 月
		CSP	就労移行支援	新横浜駅前事業所	神奈川県	2021 年 11 月
CSP	就労移行支援	大宮事業所	埼玉県	2022 年 1 月		
関西地区	4 事業所	CSP	就労移行支援	三宮事業所	兵庫県	2020 年 6 月
		CSP	就労移行支援	神戸元町事業所	兵庫県	2020 年 12 月
		CSP	就労移行支援	大阪本町事業所	大阪府	2021 年 2 月
		直営	就労移行支援	大阪梅田事業所	大阪府	2022 年 3 月
合計	28 事業所					

(注) 1. 石巻駅前事業所と長町駅前事業所は、当初 CSP 事業所として開所した後に、直営事業所への切り替えを行ったことから、開所年月は CSP 事業所として開所した年月を記載しております。

2. 川崎事業所は、2017 年 4 月に神奈川県川崎市中原区にて武蔵小杉駅前事業所として開所した後、2019 年 1 月に神奈川県川崎市川崎区へ移転するとともに、川崎事業所へ事業所名を変更しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
84	35.6	1.9	3,679

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発令されるなど、依然として経済活動が抑制される厳しい状況となりました。政府の各種政策の効果や海外経済の改善があり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染拡大による経済の下振れリスクは大きく、先行きが不透明な状況が続いております。一方で、当社を取り巻く事業環境においては、民間企業において雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新し、また、2021年3月に障害者法定雇用率が2.3%へ引き上げられる等、障害者雇用に対する需要が見込まれております。（出典：厚生労働省 令和3年障害者雇用状況の集計結果）このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での営業活動や広告投下による利用促進活動、eラーニングコンテンツの拡充といった支援サービスの品質向上を進めてまいりました。

これらの結果、売上高は529,524千円（前年度同期比84.9%増）、営業利益は71,742千円（前期は61,515千円の営業損失）、経常利益は71,284千円（前期は59,961千円の経常損失）、当期純利益は49,541千円（前期は39,957千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、一時減少傾向にあった新型コロナウイルス感染症が再拡大したことにより、緊急事態宣言の発出・解除が繰り返され、景気が停滞する局面が続きました。感染症は依然として収束が見通せず、景気の動向は先行き不透明な状態が継続しております。一方で、当社を取り巻く事業環境においては、2020年に続き民間企業において雇用障害者数、実雇用率ともに再び過去最高を更新する等、障害者雇用に対する需要が見込まれております。このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での営業活動や広告投下による利用促進活動、eラーニングコンテンツの拡充といった支援サービスの品質向上を進めてまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は284,157千円、営業利益は29,729千円、経常利益は29,145千円、中間純利益は18,314千円となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は148,179千円（前事業年度比87,480千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益77,851千円、減価償却費2,483千円、のれん償却費2,538千円、買掛金の増加額2,773千円、賞与引当金の増加額19,411千円、契約負債の増加額10,250千円等を計上したものの、売掛金の増加額34,090千円等を計上したことにより、84,162千円の収入（前年同期は76,146千円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出595千円、敷金保証金の差入による支出300千円等を計上したことにより、741千円の支出（前年同期は10,117千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入30,000千円を計上したものの、長期借入金の返済による支出25,940千円を計上したことにより、4,060千円の収入（前年同期は110,129千円の収

入) となりました。

第6期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は308,488千円(前事業年度比160,309千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純利益29,145千円、減価償却費738千円、のれん償却費1,269千円、賞与引当金の増加額2,262千円、契約負債の増加額3,500千円等を計上したものの、買掛金の減少額1,782千円、法人税等の支払額21,368千円等を計上したことにより、15,210千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入2,018千円等を計上したものの、無形固定資産の取得による支出1,211千円等を計上したことにより、830千円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入160,000千円を計上したものの、長期借入金の返済による支出15,732千円を計上したことにより、144,268千円の収入となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第5期事業年度の販売実績は次のとおりです。なお、当社は就労支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
就労支援事業	529,524	184.9
合計	529,524	184.9

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
宮城県国民健康保険団体連合会	119,413	41.6	228,919	43.2
神奈川県国民健康保険団体連合会	88,382	30.8	176,552	33.3
東京都国民健康保険団体連合会	27,909	9.7	76,194	14.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第6期中間会計期間の販売実績は次のとおりです。なお、当社は就労支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
就労支援事業	284,157	—
合計	284,157	—

(注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）
宮城県国民健康保険団体連合会	115,738	40.7
神奈川県国民健康保険団体連合会	100,276	35.2
東京都国民健康保険団体連合会	37,682	13.2

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業は、お客様や利用者の就労ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。そのため、eラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

(2) 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。そのため、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事制度の整備、システム導入による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

(3) 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっております。当社は今後の関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、内部管理体制の拡充等によるコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

(4) 収益源の多角化

当事業年度における就労支援事業の当社売り上げに占める割合は100%であります。障害者総合支援法に基づく事業の売り上げが売上構成比の全てを占めていることは、財務の健全性の面における当社の経営課題の一つとなっております。今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大等による収益源の多角化を進め、更なる経営の健全化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るため内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

とりわけ当社の事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。

当社の提供する就労支援事業に必要な指定・許認可は、以下の通りです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）
			障害者総合支援法の就労継続支援B型		
当社各事業所	厚生労働省	有料職業紹介事業許可	職業安定法の有料職業紹介事業	取得後の初回については3年、それ以後は5年ごとの更新	職業安定法第32条の9（許可の取消等）

障害福祉サービスの指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社の運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を厚生労働大臣から取得し事業を行っております。職業安定法では、当該許可の取消事由に該当した場合には許可の取り消しや業務の全部または一部の停止を命じることができる旨を定めております。当社は法令に従い適正に事業を運営しておりますが、今後何らかの原因により当該許可が取り消された場合や業務の停止を命じられた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保について

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であり、また障害者総合支援法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。当社では幅広い採用活動を行うとともに、社内研修の充実等により人材の確保及び育成に努めておりますが、他社からの引き抜き等により人材の確保が今後の事業展開の速度に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 個人情報の保護について

当社の就労支援事業においては、利用者の氏名、住所、連絡先等の情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業所の許認可及び指定に影響が出る等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 自然災害について

当社は、宮城県、神奈川県、東京都内に本社、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所、支社を有しております。これらの拠点が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社では、創業から現在において訴訟の実績はございません。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 風評等の影響について

当社の事業はお客様及び利用者、そのご家族、就労先企業、行政機関や医療機関等の関係機関、地域社会の皆様との連携の上に成り立っております。当社の従業員には引き続き、企業理念やコーポレートミッションの浸透や高いコンプライアンス意識の保持のための社内研修を実施してまいります。しかしながら、当社の従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益となる情報や風評が流れた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、従業員において検温や手洗い・うがい、アルコール消毒等の感染予防の徹底を行っておりますが、利用者や取引先等の間で感染が拡大した場合、新規利用者の受入停止や事業所の営業自粛等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社は、当社のミッションに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、本発行者情報公表日現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計について

当社は、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社が保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である岡崎衛は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 情報システム障害について

当社は、就労支援事業において独自のeラーニングシステムを使用しております。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、別の支援サービスを提供する等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年1月22日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の

全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認める場合。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとき乙が判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとき乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行な

っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第5期事業年度末（2021年3月31日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は253,814千円となり121,814千円増加しました。現金及び預金が87,480千円、売掛金が34,090千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は50,963千円となり15,720千円減少しました。繰延税金資産が9,842千円、のれんが2,538千円、敷金が1,266千円減少したことが主な要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は115,843千円となり58,404千円増加しました。賞与引当金が19,411千円、未払法人税等が16,883千円、契約負債が10,250千円、1年以内返済予定の長期借入金が5,980千円増加し、預り金が3,133千円減少したことが主な要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は61,016千円となり1,851千円減少しました。長期借入金が1,920千円減少したことが主な要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は127,918千円となり49,541千円増加しました。当期純利益49,541千円を計上したことによる利益剰余金の増加が要因であります。

第6期中間会計期間末（2021年9月30日）

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は414,565千円となり160,750千円増加しました。現金及び預金が160,309千円、前払費用が1,623千円増加し、未収入金が2,404千円減少したことが主な要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は47,267千円となり3,696千円減少しました。敷金が2,679千円、のれんが1,269千円減少したことが主な要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は126,397千円となり10,553千円増加しました。1年以内返済予定の長期借入金が16,136千円、契約負債が3,500千円、未払費用が2,277千円、賞与引当金が2,262千円増加し、未払法人税等が10,666千円減少したことが主な要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は189,202千円となり128,186千円増加しました。長期借入金が128,132千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は146,232千円となり18,314千円増加しました。中間純利益18,314千円を計上したことによる利益剰余金の増加が要因であります。

(3) 経営成績の分析

第5期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)及び第6期中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)における経営成績の概況については、「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

第5期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)及び第6期中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(2022年4月21日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次の通りであります。

第5期事業年度末（2021年3月31日）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物 附属設備	構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	合計	
仙台北社 (宮城県仙台市 宮城野区)	建物 (本社機能)	871	—	—	—	871	4
東京支社 (東京都中央区)	建物 (事務所)	383	—	—	155	538	7
その他の事業所	建物 (事務所)	2,658	176	0	1,889	4,724	59
合計	—	3,913	176	0	2,044	6,134	70

1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料は42,059千円であります。
4. 当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

第6期中間会計期間末（2021年9月30日）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物 附属設備	構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	合計	
仙台北社 (宮城県仙台市 宮城野区)	建物 (本社機能)	791	—	—	—	791	7
東京支社 (東京都中央区)	建物 (事務所)	368	—	—	124	492	8
その他の事業所	建物 (事務所)	2,516	94	0	1,500	4,112	56
合計	—	3,676	94	0	1,625	5,396	71

1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料は39,286千円であります。
4. 当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年3月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	非上場	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2021年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めて乙に書面で通知した場合はこの限りではない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	普通株式 発行済株式 総数増減数 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数増減 数(株)	普通株式 発行済株式 総数残高 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年 10月11日 (注) 1.	—	150,000	1,360,000	150,000	19,950	35,940	19,800	19,800
2019年 8月30日 (注) 2.	61,000	—	1,421,000	150,000	30,500	66,440	30,500	50,300
2021年 1月27日 (注) 3.	150,000	△150,000	1,571,000	—	—	66,440	—	50,300

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 KIBOW 社会投資ファンド2号 実務担当組合員 一般財団法人KIBOW 代表理事 堀 義人
発行価格 265円
資本組入額 133円

2. 有償第三者割当

割当先 若新雄純、菊地元太、奥洲物産運輸株式会社、坂本眞一郎、澤田正幸、西原繁美、大坪勉
発行価格 1,000円
資本組入額 500円

3. 普通株式の発行済株式数の増加150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による増加であり、A種優先株式の発行済株式数の減少150,000株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

2022年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	7	—	—	15	22	—
所有株式数(単元)	—	—	—	6,030	—	—	9,680	15,710	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	38.3	—	—	61.6	100	—

(7) 【大株主の状況】

第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】に記載の通りです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,571,000	15,710	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,571,000	—	—
総株主の議決権	—	15,710	—

(注) 1. 2021年6月28日開催の定時株主総会で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名

新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

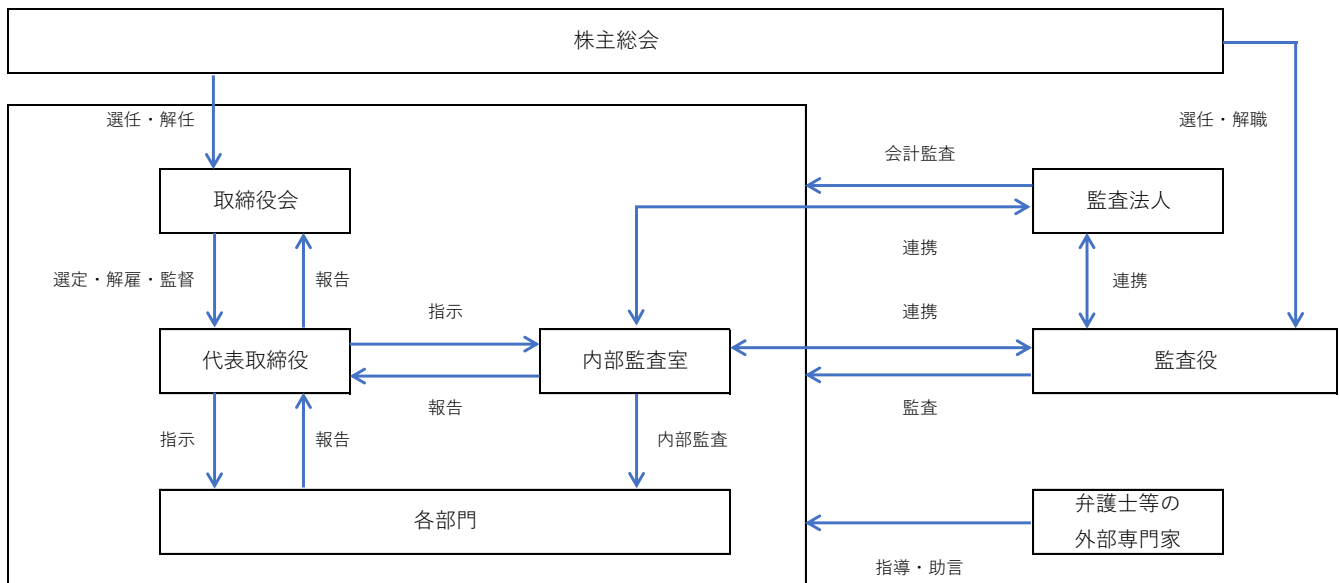
男性 4 名 女性 1 名 その他 1 名 (役員のうち女性の比率一% その他の比率 20.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	岡崎 衛	1987年4月9日生	2015年2月 2016年6月 2020年10月	アイデント株式会社設立 代表取締役 当社設立 代表取締役社長 (現任) 株式会社ホワイトシード社外取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	860,000
取締役	CFO	河治 惇一	1987年6月1日生	2010年4月 2016年2月 2019年10月 2020年4月	株式会社新生銀行入行 株式会社「ネッサンスキャピタルグループ」入社 当社入社 当社取締役CFO (現任)	(注) 1	(注) 3	3,000
取締役	—	高橋 亮太	1985年3月2日生	2009年4月 2017年4月 2019年5月 2021年2月	明治安田生命保険相互会社入社 株式会社ビズリーチ入社 当社入社 当社取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	5,000
取締役	—	中俣 博之	1984年10月3日生	2008年4月 2014年7月 2014年10月 2015年9月 2018年10月 2019年6月 2020年4月 2020年7月 2020年8月 2020年9月 2021年2月	株式会社ディー・エヌ・エー入社 株式会社LITALICO入社 同社取締役 株式会社ライトマップ取締役 (現任) 株式会社データX社外取締役 (現任) 株式会社START代表取締役 (現任) 株式会社ギブリー社外取締役 (現任) 株式会社ハートネーション代表取締役 (現任) 株式会社SuppleX代表取締役 (現任) SHOWROOM株式会社社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	5,000
監査役	—	神先 孝裕	1986年12月25日生	2010年2月 2015年2月 2017年3月 2018年7月 2018年10月 2020年4月	有限責任あずさ監査法人入社 Kepple株式会社 (現株式会社ケップル) 代表取締役 (現任) 株式会社ジモティー社外監査役 (現任) 株式会社ALE社外監査役 (現任) 株式会社ケップルアフリカベンチャーズ代表取締役 (現任) 当社社外監査役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								873,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2021年3月期における役員報酬の総額は19,600千円を支給しております。
4. 中俣博之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 神先孝裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、第5期事業年度及び第6期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）においては、経営管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに経営管理部の監査は、就労支援事業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監

査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。なお、当社は、2022年3月より内部監査室を設置しており、第7期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）においては、独立した内部監査室により、各部門に対する監査業務を行う予定です。

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実行性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせており、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役中俣博之氏は、経営全般やコーポレート・ガバナンス、障害福祉サービス業界の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点から経営全般の監視と有益な助言を期待し選任しております。なお、同氏は、当社株式を5,000株、当社新株予約権を5,000個保有しておりますが、それ以外には、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役神先孝裕氏は、税理士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	17,200	17,200	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	2,400	2,400	—	—	2

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

- 1 財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- 2 中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- 3 監査証明について
 - (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
 - (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表については、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- 4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について
当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,698	148,179
売掛金	59,571	93,662
前払費用	7,457	9,119
未収還付法人税等	1,367	—
その他	2,904	2,853
流動資産合計	131,999	253,814
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	4,452	3,913
構築物（純額）	339	176
車両運搬具（純額）	318	0
工具、器具及び備品（純額）	2,911	2,044
有形固定資産合計	※1 8,022	※1 6,134
無形固定資産		
のれん	9,163	6,624
無形固定資産合計	9,163	6,624
投資その他の資産		
敷金	26,162	24,895
繰延税金資産	22,613	12,770
その他	721	537
投資その他の資産合計	49,497	38,203
固定資産合計	66,683	50,963
資産合計	198,683	304,778

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,455	5,228
1年以内返済予定の長期借入金	20,940	26,920
未払金	2,201	3,575
未払費用	23,795	26,176
未払法人税等	2,040	18,924
契約負債	—	10,250
賞与引当金	—	19,411
その他	6,006	5,357
流動負債合計	57,439	115,843
固定負債		
長期借入金	62,868	60,948
その他	—	68
固定負債合計	62,868	61,016
負債合計	120,307	176,860
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,440	66,440
資本剰余金		
資本準備金	50,300	50,300
資本剰余金合計	50,300	50,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△38,364	11,177
利益剰余金合計	△38,364	11,177
株主資本合計	78,376	127,918
純資産合計	78,376	127,918
負債純資産合計	198,683	304,778

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	308,488
売掛金	94,246
前払費用	10,743
その他	1,087
流動資産合計	414,565
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	3,676
構築物	94
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,625
有形固定資産合計	※ 5,396
無形固定資産	
ソフトウェア仮勘定	1,211
のれん	5,355
無形固定資産合計	6,567
投資その他の資産	
敷金	22,216
繰延税金資産	12,642
その他	445
投資その他の資産合計	35,303
固定資産合計	47,267
資産合計	461,832

(単位：千円)

当中間会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	3,446
1年以内返済予定の長期借入金	43,056
未払金	3,703
未払費用	28,454
未払法人税等	8,257
契約負債	13,750
賞与引当金	21,674
その他	4,055
流動負債合計	126,397
固定負債	
長期借入金	189,080
その他	122
固定負債合計	189,202
負債合計	315,599
純資産の部	
株主資本	
資本金	66,440
資本剰余金	
資本準備金	50,300
資本剰余金合計	50,300
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	29,492
利益剰余金合計	29,492
株主資本合計	146,232
純資産合計	146,232
負債純資産合計	461,832

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2019年4月1日 2020年3月31日)	(自 至	2020年4月1日 2021年3月31日)
売上高		286,458	※1	529,524
売上原価		118,094		335,182
売上総利益		168,363		194,342
販売費及び一般管理費	※2	229,879	※2	122,599
営業利益又は営業損失(△)		△61,515		71,742
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		0		1
雑収入		2,619		996
営業外収益合計		2,619		997
営業外費用				
支払利息		995		1,280
雑損失		70		174
営業外費用合計		1,065		1,454
経常利益又は経常損失(△)		△59,961		71,284
特別利益				
補助金収入		—		6,566
特別利益合計		—		6,566
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△59,961		77,851
法人税、住民税及び事業税		2,609		18,466
法人税等調整額		△22,613		9,842
法人税等合計		△20,004		28,309
当期純利益又は当期純損失(△)		△39,957		49,541

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	284,157
売上原価	185,336
売上総利益	98,821
販売費及び一般管理費	69,092
営業利益	29,729
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	0
その他	108
営業外収益合計	108
営業外費用	
支払利息	542
その他	150
営業外費用合計	692
経常利益	29,145
税引前中間純利益	29,145
法人税、住民税及び事業税	10,702
法人税等調整額	128
法人税等合計	10,830
中間純利益	18,314

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	35,940	19,800	19,800	1,593	1,593	57,334	57,334
当期変動額							
新株の発行	30,500	30,500	30,500			61,000	61,000
当期純損失(△)				△39,957	△39,957	△39,957	△39,957
当期変動額合計	30,500	30,500	30,500	△39,957	△39,957	21,042	21,042
当期末残高	66,440	50,300	50,300	△38,364	△38,364	78,376	78,376

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	66,440	50,300	50,300	△38,364	△38,364	78,376	78,376
当期変動額							
新株の発行							
当期純利益				49,541	49,541	49,541	49,541
当期変動額合計	—	—	—	49,541	49,541	49,541	49,541
当期末残高	66,440	50,300	50,300	11,177	11,177	127,918	127,918

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	66,440	50,300	50,300	11,177	11,177	127,918	127,918
当中間期変動額							
中間純利益				18,314	18,314	18,314	18,314
当中間期変動額 合計	—	—	—	18,314	18,314	18,314	18,314
当中間期末残高	66,440	50,300	50,300	29,492	29,492	146,232	146,232

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△59,961	77,851
減価償却費	3,488	2,483
のれん償却費	2,498	2,538
受取利息及び受取配当金	△0	△1
支払利息	995	1,280
補助金収入	—	△6,566
売掛金の増減額 (△は増加)	△30,257	△34,090
買掛金の増減額 (△は減少)	2,455	2,773
賞与引当金の増加額 (△は減少)	—	19,411
契約負債の増減額 (△は減少)	—	10,250
その他	12,115	3,158
小計	△68,667	79,089
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	△995	△1,280
補助金の受取額	—	6,566
法人税等の還付額	—	1,367
法人税等の支払額	△6,484	△1,583
営業活動によるキャッシュ・フロー	△76,146	84,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,724	△595
無形固定資産の取得による支出	△306	—
敷金及び保証金の差入による支出	△5,271	△300
その他	185	153
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,117	△741
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	70,000	30,000
長期借入金の返済による支出	△20,871	△25,940
株式の発行による収入	61,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,129	4,060
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	23,865	87,480
現金及び現金同等物の期首残高	36,832	60,698
現金及び現金同等物の期末残高	※ 60,698	※ 148,179

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	29,145
減価償却費	738
のれん償却費	1,269
受取利息及び受取配当金	△0
支払利息	542
売掛金の増減額 (△は増加)	△583
買掛金の増減額 (△は減少)	△1,782
賞与引当金の増加額 (△は減少)	2,262
契約負債の増減額 (△は減少)	3,500
その他	2,030
小計	37,120
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△542
法人税等の支払額	△21,368
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,210
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△1,211
敷金及び保証金の回収による収入	2,018
敷金及び保証金の差入による支出	△12
その他	34
投資活動によるキャッシュ・フロー	830
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	160,000
長期借入金の返済による支出	△15,732
財務活動によるキャッシュ・フロー	144,268
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	160,309
現金及び現金同等物の期首残高	148,179
現金及び現金同等物の中間残高	※ 308,488

【注記事項】

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

のれん 5年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）（以下「収益認識会計基準等」という。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日公表)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第 11 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 12,770 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の事業活動及び業績への影響は限定的であることから、財務諸表における会計上の見積り及び仮定に与える重要な影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,774千円	7,049千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1【財務諸表等】(1)財務諸表【注記事項】(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	6,000千円	19,600千円
給料及び手当	85,341	17,794
賞与引当金繰入	—	2,349
租税公課	11,024	13,075
支払報酬料	6,788	16,022
減価償却費	3,488	2,483
のれん償却費	2,498	2,538

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	1,360,000	61,000	—	1,421,000
A種優先株式	150,000	—	—	150,000
合計	1,510,000	61,000	—	1,571,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加61,000株は、2019年8月30日付第三者割当増資による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	1,421,000	150,000	—	1,571,000
A種優先株式(注2)	150,000	—	150,000	—
合計	1,571,000	150,000	150,000	1,571,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加 150,000 株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による増加であります。

2. A種優先株式の発行済株式数の減少 150,000 株は、2021年1月27日付定款変更によるA種優先株式の廃止による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業 年度末 残高 (千 円)
			当事業 年度期 首	当事業 年度増 加	当事業 年度減 少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権(ストック・オプション)としての新株予約権(注)1,2	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	—	

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な

評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	60,698千円	148,179千円
現金及び現金同等物	60,698	148,179

(リース取引関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2020年3月31日時点）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	60,698	60,698	—
(2) 売掛金	59,571	59,571	—
資産計	120,270	120,270	—
(1) 買掛金	2,455	2,455	—
(2) 未払金	2,201	2,201	—
(3) 未払費用	23,795	23,795	—
(4) 未払法人税等	2,040	2,040	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	83,808	84,253	△445
負債計	114,301	114,746	△445

当事業年度（2021年3月31日時点）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	148,179	148,179	—
(2) 売掛金	93,662	93,662	—
資産計	241,841	241,841	—
(1) 買掛金	5,228	5,228	—
(2) 未払金	3,575	3,575	—
(3) 未払費用	26,176	26,176	—
(4) 未払法人税等	18,924	18,924	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	87,868	87,842	25
負債計	141,772	141,747	25

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利息の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
敷金	26,162	24,895

敷金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	60,698	—	—	—
売掛金	59,571	—	—	—
合計	120,270	—	—	—

当事業年度 (2021年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	148,179	—	—	—
売掛金	93,662	—	—	—
合計	241,841	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,940	20,920	17,336	15,516	9,096
合計	20,940	20,920	17,336	15,516	9,096

当事業年度 (2021年3月31日時点)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	26,920	23,336	21,516	15,096	1,000
合計	26,920	23,336	21,516	15,096	1,000

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 8,000株
付与日	2021年3月1日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	8,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	8,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	1,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	一千円	7,692千円
未払事業税	—	1,562
資産除去債務	795	1,306
繰延資産	209	3,450
税務上の繰越欠損金	22,093	—
その他	311	14
繰延税金資産小計	23,409	14,027
評価性引当額	△795	△1,256
繰延税金資産合計	22,613	12,770
繰延税金資産の純額	22,613	12,770

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	—	34.5
(調整)		
交際費等損金不算入項目	—	0.0
受取配当金等益金不算入項目	—	△0.3
住民税均等割	—	2.9
評価性引当額の増減	—	0.5
その他	—	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	36.3

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	就労支援事業
直営事業所売上	485,241
CSP 加盟金売上 (注)	34,093
CSP ロイヤリティ売上 (注)	1,749
その他の売上	8,440
顧客との契約から生じる収益	529,524
その他の収益	—
外部顧客への売上高	529,524

(注) CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことで。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

「3【事業の内容】」に記載の通り、当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ (CSP) 加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入 (CSP 加盟金及びロイヤリティ収入) は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	59,571
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	93,662
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	10,250

契約負債は、主に CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金にかかる前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において、契約負債が 10,250 千円増加した理由は、会計方針の変更等によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	3,999
1年超2年以内	3,999
2年超3年以内	2,250
3年超	0
合計	10,250

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	119,413
神奈川県国民健康保険団体連合会	88,382
東京都国民健康保険団体連合会	27,909

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	228,919
神奈川県国民健康保険団体連合会	176,552
東京都国民健康保険団体連合会	76,194

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岡崎 衛	—	—	当社代表取締役社長	直接被所有 54.7	債務被保証(注)1	銀行借入被保証(注)2	83,808	—	—

(注) 1. 金融機関等からの借入金について債務保証を受けているものであり、保証料の支払いは行っていません。

2. 取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岡崎 衛	—	—	当社代表取締役社長	直接被所有 54.7	債務被保証(注)1	銀行借入被保証(注)2	62,868	—	—

(注) 1. 金融機関等からの借入金について債務保証を受けているものであり、保証料の支払いは行っていません。なお、当社代表取締役社長岡崎衛が行っている金融機関等からの借入金に対する債務保証については解消済であります。

2. 取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	24円58銭	81円42銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (注)1、2	△25円93銭	31円53銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は1株当たり当期純損失を計上しており、また潜在株式が存在しないため、記載していません。当事業年度は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△39,957	49,541
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△39,957	49,541
期中平均株式数(株)	1,540,500	1,571,000
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益の算 定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の株 式数8,000株)。詳細は「第5【発行者 の状況】1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に記載の とおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	78,376	127,918
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	43,438	—
(うちA種優先株式(千円))	43,438	—
普通株式に係る 期末の純資産額(千円)	34,938	127,918
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数(株)	1,421,000	1,571,000

(重要な後発事象)

単元株制度の採用について

2021年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

第6期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

のれん 5年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える重要な影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の事業活動及び業績への影響は限定的であることから、中間財務諸表における会計上の見積り及び仮定に与える重要な影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間
(2021年9月30日)

有形固定資産の減価償却累計額 7,448千円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

当中間会計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

有形固定資産 738千円
無形固定資産 —

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間 会計期 間末残 高(千 円)
			当事業 年度 期首	当中間 会計期 間増加	当中間 会計期 間減少	当中間 会計期 間末	
提出会社	第1回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約 権)(注)1, 2	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	—	

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当中間会計期間末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
現金及び預金勘定	308,488千円
現金及び預金同等物	308,488

(リース取引関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2021年9月30日)

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	232,136	230,191	1,944
負債計	232,136	230,191	1,944

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当中間会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	230,191	—	230,191
負債計	—	230,191	—	230,191

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	就労支援事業
直営事業所売上	255,448
CSP 加盟金売上（注）	2,499
CSP ロイヤリティ売上（注）	20,529
その他の売上	5,680
顧客との契約から生じる収益	284,157
その他の収益	—
外部顧客への売上高	284,157

(注) CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

「3【事業の内容】」に記載の通り、当社は、就労移行支援事業所の運営等によるサービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入（CSP 加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約資産の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間末
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	93,662
顧客との契約から生じた債権（中間期末残高）	94,246
契約負債（期首残高）	10,250
契約負債（中間期末残高）	13,750

契約負債は、主に CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金にかかる前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間末
1年以内	5,999
1年超2年以内	5,833
2年超3年以内	1,916
3年超	—
合計	13,750

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
宮城県国民健康保険団体連合会	115,738
神奈川県国民健康保険団体連合会	100,276
東京都国民健康保険団体連合会	37,682

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	93円08銭
1株当たり中間純利益	11円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、当中間会計期間は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益(千円)	18,314
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	18,314
期中平均株式数(株)	1,571,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の株式数8,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	146,232
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	—
普通株式に係る 期末の純資産額(千円)	146,232
1株当たり純資産額の算定に用いられた当中間会計期間期末の普通株式の数(株)	1,571,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	5,341	—	—	5,341	1,427	538	3,913
構築物	490	—	—	490	313	163	176
車両運搬具	546	—	—	546	546	318	0
工具、器具 及び備品	6,210	595	—	6,806	4,761	1,462	2,044
有形固定資産計	12,588	595	—	13,183	7,049	2,483	6,134
無形固定資産							
のれん	12,418	—	—	12,418	5,793	2,538	6,624
無形固定資産計	12,418	—	—	12,418	5,793	2,538	6,624

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の 長期借入金	20,940	26,920	1.1	—
長期借入金 (1年以内返済予定 のものを除く)	62,868	60,948	1.0	2022年5月5日 ～ 2025年4月5日
合計	83,808	87,868	1.1	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,336	21,516	15,096	1,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	19,411	—	—	19,411

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	12
預金	
普通預金	148,167
小計	148,167
合計	148,179

②売掛金

相手先	金額(千円)
宮城県国民健康保険団体連合会	39,838
神奈川県国民健康保険団体連合会	31,838
その他	21,985
合計	93,662

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
59,571	545,650	511,559	93,662	84.5	51.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③敷金

相手先	金額(千円)
第一建設工業株式会社	7,179
株式会社森の学校	4,799
その他	12,916
合計	24,895

④買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社GIRAFFE	1,567
株式会社日本HP	1,253
その他	2,408
合計	5,228

⑤未払金

相手先	金額(千円)
監査法人コスモス	550
株式会社リクルート	330
その他	2,695
合計	3,575

⑥未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	20,403
厚生年金保険料	5,729
その他	43
合計	26,176

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL https://manaby.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年 月 日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (千円) (単価) (円)	移動理由
2020年 9月30日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	テラー株 式会社 代表取締 役 菊地 元太	東京都港 区南青山 2-2-15 ウ ィン青山 9階UCF	—	10,000	10,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 9月30日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	青島正祥	東京都新 宿区	—	5,000	5,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 10月1日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	ユニマッ ク株式会 社 代表 取締役 小池章太	兵庫県神 戸市中央 区八幡通 3-1-19 日 精ビル6 階	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	100,000	100,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 10月31日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	エスアン ドウィン グス株式 会社 代 表取締役 佐々木宏 幸	宮城県仙 台市青葉 区小田原 4-6-3	—	5,000	5,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 10月31日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	中俣博之	東京都杉 並区	— (注)5.	5,000	5,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	坂本眞一 郎	東京都世 田谷区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	3,000	3,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	澤田正幸	東京都目 黒区	—	2,000	2,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	佐藤崇弘	東京都港 区	—	8,000	8,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	岡崎美智 雄	宮城県仙 台市若林 区	特別利害 関係者等 (当社の 代表取締 役社長の 親族)	1,000	1,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる

移 動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (千円) (単価) (円)	移動理由
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組合員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	本郷純	宮城県仙 台市青葉 区	—	2,000	2,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組合員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	早川恭介	神奈川県 横浜市港 北区	—	1,000	1,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組合員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	高橋亮太	東京都三 鷹市	— (注)5.	5,000	5,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2020年 12月25日	KIBOW 社会投資 ファンド2号 実務担当組合員 一般財団法人 KIBOW 代表理 事 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1住友 不動産麹町ビル (株式会社グロ ービス内)	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	河治惇一	千葉県船 橋市	特別利害 関係者等 (当社の 取締役)	3,000	3,000 (1,000) (注)3.	当事者間 の事由に よる
2021年 1月27日	—	—	—	佐藤崇弘	東京都港 区	—	A種優先 株式 △8,000 普通株式 8,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	坂本眞一 郎	東京都世 田谷区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	A種優先 株式 △3,000 普通株式 3,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	澤田正幸	東京都目 黒区	—	A種優先 株式 △2,000 普通株式 2,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	テラー株 式会社 代表取締 役 菊地 元太	東京都港 区南青山 2-2-15 ウ ィン青山 9階 UCF	—	A種優先 株式 △10,000 普通株式 10,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	青島正祥	東京都新 宿区	—	A種優先 株式 △5,000 普通株式 5,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	ユニマッ ク株式会 社 代表	兵庫県神 戸市中央 区八幡通	特別利害 関係者等 (大株主	A種優先 株式 △	—	2021年1 月27日 付定款変

				取締役 小池章太	3-1-19 日 精ビル 6 階	上位 10 名)	100,000 普通株式 100,000		更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	エスアン ドウィン グス株式 会社 代 表取締役 佐々木宏 幸	宮城県仙 台市青葉 区小田原 4-6-3	—	A種優先 株式 △5,000 普通株式 5,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	中俣博之	東京都杉 並区	— (注) 5.	A種優先 株式 △5,000 普通株式 5,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	岡崎美智 雄	宮城県仙 台市若林 区	特別利害 関係者等 (当社の 代表取締 役社長の 親族)	A種優先 株式 △1,000 普通株式 1,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	本郷純	宮城県仙 台市青葉 区	—	A種優先 株式 △2,000 普通株式 2,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	早川恭介	神奈川県 横浜市港 北区	—	A種優先 株式 △1,000 普通株式 1,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	高橋亮太	東京都三 鷹市	— (注) 5.	A種優先 株式 △5,000 普通株式 5,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 1月27日	—	—	—	河治惇一	千葉県船 橋市	特別利害 関係者等 (当社の 取締役)	A種優先 株式 △3,000 普通株式 3,000	—	2021年1 月27日 付定款変 更による A種優先 株式の廃 止による
2021年 9月13日	株式会社 SEKAISHA 代表取締役 五 十嵐雄太	東京都渋谷区渋 谷3丁目10番 5号 TOHTAM ビ ル2階	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	株式会社 としすみ 代表取締 役 佐藤 摩記	東京都渋 谷区渋谷 3丁目10 番5号 TOHTAM ビ ル2階	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	96,000	7,816 (81.42) (注) 4.	当事者間 の事由に よる
2021年 9月13日	佐藤崇弘	東京都港区	—	株式会社 SEKAISHA 代表取締 役 五十 嵐雄太	東京都渋 谷区渋谷 3丁目10 番5号 TOHTAM ビ ル2階	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	8,000	651 (81.42) (注) 4.	当事者間 の事由に よる

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に
関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、

新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2021年3月31日）から起算して2年前（2019年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した評価額を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
4. 移動価格は、純資産価額方式により算出した評価額を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
5. 中俣博之と高橋亮太は、2021年2月1日より当社取締役役に就任しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2021年3月1日
種類	第1回新株予約権
発行数	8,000株
発行価格	1,000円(注)2
資本組入額	500円
発行価額の総額	8,000,000円
資本組入額の総額	4,000,000円
発行方法	2021年1月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日2021年3月31日であります。
2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した評価額を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき1,000円
行使請求期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
中俣博之	東京都杉並区	会社役員	5,000	5,000,000 (1,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
河治惇一	千葉県船橋市	会社役員	3,000	3,000,000 (1,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)
岡崎 衛 (注) 1. 2.	宮城県仙台市若林区	860,000	54.74
株式会社ユニークアイ (注) 2. 4.	宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目7番10号	350,000	22.27
ユニマック株式会社 (注) 2.	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目1番19号 日精ビル6階	100,000	6.36
株式会社としすみ (注) 2.	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号TOHTAMビル2階	96,000	6.11
株式会社SEKAISHA (注) 2.	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号TOHTAMビル2階	32,000	2.03
菊地 元太 (注) 2.	宮城県仙台市青葉区	30,000	1.91
齋 善晴 (注) 2.	神奈川県横浜市南区	17,500	1.11
坂本 眞一郎 (注) 2.	東京都世田谷区	13,000	0.82
若新 雄純 (注) 2.	東京都新宿区	12,500	0.79
奥洲物産運輸株式会社 (注) 2.	宮城県東松島市小松字上二間堀176番地	10,000	0.63
テラー株式会社 (注) 2.	東京都港区南青山二丁目2番15号 ウィン青山9階UCF	10,000	0.63
澤田 正幸	東京都目黒区	7,000	0.44
青島 正祥	東京都新宿区	5,000	0.31
エスアンドウィングス株式会社	宮城県仙台市青葉区小田原四丁目6番3号	5,000	0.31
中俣 博之 (注) 3.	東京都杉並区	10,000 (5,000)	0.62 (0.31)
高橋 亮太 (注) 3.	東京都三鷹市	5,000	0.31
西原 繁美	神奈川県横浜市港南区	3,000	0.19
大坪 勉	神奈川県川崎市高津区	3,000	0.19
河治 惇一 (注) 3.	千葉県船橋市	6,000 (3,000)	0.38 (0.19)
本郷 純	宮城県仙台市青葉区	2,000	0.12
岡崎 美智雄	宮城県仙台市若林区	1,000	0.06
早川 恭介	神奈川県横浜市港北区	1,000	0.06
計	—	1,579,000 (8,000)	100.00 (0.50)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員)

5. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

株式会社manaby

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

木目 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manabyの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社manabyの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書

において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月16日

株式会社manaby

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士

新関 智之

業務執行社員 公認会計士

木目 羽 美香子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manabyの2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社manabyの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、

個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査に比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上